

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改正案	現行
<p>（変更届出等の提出期間） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十五条第四号、第六号、第七号及び第九号、第十六条第四号から第六号まで及び第八号並びに第十八条第二号から第十号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録がある、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一箇月を経過する日までの期間とする。</p> <p>一〜四（略） （削る）</p>	<p>（変更届出等の提出期間） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十五条第四号、第六号、第七号及び第九号、第十六条第四号から第六号まで及び第八号並びに第十八条第二号から第十号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録がある、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から一箇月を経過する日までの期間とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 第二号の特定短期社債又は特定約束手形について、当該特定短期社債又は特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）以外の指定格付機関から金融庁長官の指定する格付を取得していること。</p>

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四百四十八条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

(削る)

(削る)

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四百四十八条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていること。

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件イ 第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定短期社債について指定格付機関（当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。）から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

ロ イ以外の場合 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1) 信用補完が講じられていること。
(2) 発行を予定する特定短期社債について指定格付機関から金

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

(削る)

(削る)

融庁長官の指定する格付を取得していること。

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていること。

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件イ 第十八条第七号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合 発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。以下この号において同じ。）から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

ロ イ以外の場合 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1) 信用補完が講じられていること。

(2) 発行を予定する特定約束手形について指定格付機関から金融庁長官の指定する格付を取得していること。